

職場意識改善助成金(テレワークコース)の見直しについて(案)

背景

「世界最先端IT国家創造」宣言(平成25年6月14日閣議決定)において、2020年には、テレワーク導入企業を2012年度比で3倍以上にすることが宣言されるなど、政府全体でテレワーク導入促進策を実施するとされている。また、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(平成26年12月27日閣議決定)において、サテライトオフィス、テレワーク等の遠隔勤務の促進が求められている。

平成27年度

【助成の目的】

週1回以上、終日、在宅又はサテライトオフィスでのテレワークを導入する企業に対して導入経費の一部を助成

【助成対象】

事業実施期間中の一定期間に、週1日以上終日、在宅又はサテライトオフィスでのテレワークを実施することを目的とした経費

【成果目標】

事業実施期間中の一定期間に、事業計画時に申請した事業実施対象労働者の全員が少なくとも1回は終日、在宅又はサテライトオフィスでのテレワークを実施し、対象労働者を平均して週1日以上終日、在宅又はサテライトオフィスでのテレワークを実施すること

【助成率、上限額】

成果目標達成の場合: 導入経費の3/4

上限額: 対象労働者数 × 15万円又は150万円のいずれか低い額

成果目標未達成の場合: 導入経費の1/2

上限額: 対象労働者数 × 10万円又は100万円のいずれか低い額

【支給認定者】

厚生労働大臣

職場意識改善助成金(所定労働時間短縮コース)の新設について(案)

背景

日本再興戦略改訂2014(平成26年6月24日閣議決定):我が国の課題である働き過ぎの改善に向けて、長時間労働抑制策、年次有給休暇取得促進策等の検討を労働政策審議会で進める。

労働政策審議会労働条件分科会建議(平成27年2月13日):特例措置対象事業場の範囲の縮小を図る方向で、法案成立後、改めて審議会で検討の上、所要の省令改正を行うことが適当。

平成27年度

【助成概要】

労働基準法の特例として法定労働時間が週44時間とされている事業であって、週所定労働時間が40時間を超えているものにおいて、週所定労働時間を2時間以上短縮して40時間以下とする措置をとる中小企業事業者にに対し助成

【助成対象】 労働時間管理適正化・労働能率増進

- ・就業規則等の作成・変更費用、研修費用、労務管理用機器等の導入・更新費用等
- ・労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新費用

【成果目標】

週所定労働時間を2時間以上短縮して40時間以下とする

【助成率、上限額】

費用の3/4を助成、上限50万円

【支給認定者】

都道府県労働局長